

第 2 2 回 総 会 議 事 録

総会開会時刻 令和 7 年 4 月 2 8 日 (月曜日) 午後 1 時 3 0 分

総会開会場所 市役所 4 階 大会議室

(農業委員の出席)

1 番 一柳 泰徳	4 番 前原 良行	5 番 金西 章	6 番 原 美智子
7 番 島田 正明	9 番 樋富 美行	1 0 番 山越 典子	1 1 番 賀出 勝也
1 2 番 増井 道宏	1 4 番 川瀬 益栄	1 6 番 井村 美江	1 8 番 村岡 宇都美
1 9 番 青木 正廣			

(農業委員の欠席者)

2 番 朝日 貴光	3 番 西良 利彦	8 番 豊田 泉朱	1 3 番 服部 雅基
1 5 番 船越 康博	1 7 番 森 博之		

(農地利用最適化推進委員の出席)

1 区 桑村 善彦	2 区 前島 義夫	3 区 中西 信之	5 区 塚井 威史
6 区 雲井 正博	7 区 徳山 守	7 区 森吉 憲三	8 区 手塚 博
9 区 濱田 武志	9 区 吉成 秀明	1 0 区 宮城 仁	1 0 区 里村 雅博

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

3 区 松本 雅史	4 区 柳生 敬治	5 区 宮田 芳和	6 区 市山 賢光
-----------	-----------	-----------	-----------

(出席者)

局 長 横山 篤 次 長 水口 理恵 書 記 武田 嗣未

議 案

議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について」

議案第 2 号 「農用地利用集積等促進計画について」

議案第 3 号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

報 告

報告第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消願について」

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第22回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、5番金西章委員、14番川瀬益栄委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、2番朝日委員、3番西良委員、8番豊田委員、13番服部委員、15番舩越委員、17番森委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数3件、4筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、取得後耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、畑2筆、合計面積97㎡、農業廃止による所有権移転の申請です。譲渡人は3年ほど前に農地を相続しましたが、県外在住であることから、管理等が困難な状況でした。そこで、農地を手放すことを検討し、申請地の近隣に住んでいる譲受人との間で、農地の売買の話がまとまったため、3条許可申請に至りました。

譲受人の〇〇さんは、県道〇〇線（〇〇号線）を挟んで、家屋を所有しており、普段の生活は、県道の南側の家屋でしておりますが、申請地がある県道北側にも家屋を所有しており、家族が住んでいるため、出入りをしております。

今回の申請地の場所についてご説明いたします。〇〇さんの県道北側の家と〇〇さんという方の家の間に、〇〇番という宅地が存在しておりまして、その〇〇番の北側に〇〇番の農地がございました。そしてさらにその北側に〇〇番〇〇という農地がございます。今回の案件は、宅地と農地をともに売買する計画となっており、農地法と関係ない部分もあるのですが、関連する内容については少し説明をさせていただきます。譲渡人の〇〇さんが、土地を手放すにあたって、まず、〇〇さんと〇〇さんの間に存在する宅地の〇〇番と農地の〇〇番をそれぞれ、3つに分筆いたしました。〇〇番を〇〇番〇〇から〇〇番〇〇までに分筆し、その北側にある〇〇番、これは〇〇番と横幅が同じ土地ですので、この〇〇番も同じく、〇〇番〇〇から〇〇番〇〇まで、3分割いたしました。今回の案件につきましては、〇〇さんの家側にある〇〇番〇〇と〇〇番〇〇を〇〇さんに譲られるということとなります。同じく〇〇さん側の〇〇番〇〇と〇〇番〇〇は〇〇さんに譲られる予定で、こちらも別途お話が進んでいるようでございます。真ん中に位置する〇〇番〇〇と〇〇番〇〇は、奥の〇〇番〇〇の農地へ行くための通り道として、〇〇番〇〇の所有

者に譲られると聞いております。

今回の〇〇さんの案件では、県道北側の家の裏庭には、ブロック塀や擁壁などがなく、隣接する形で、もう1筆の申請地である〇〇番〇〇があり、その〇〇番〇〇の東に隣接しているのが、分筆した〇〇番〇〇となります。つまり、〇〇さんとしては、裏庭から延長して、〇〇番〇〇と〇〇番〇〇を一体的に利用できる形となります。〇〇さんは、今回の申請地以外で耕作はしていませんが、家庭菜園の経験があり、自家消費で季節ものの野菜を作りたいということ、鍬や鋤などの農機具は所有しており、規模も小規模で自宅周辺での農作業となることから、特に問題はないものと思われます。

なお、〇〇さんは農地としての利用を計画し、今回の3条申請となりましたが、他の土地を取得予定の方に関しましては、利用の目的により、転用等、適切な手続きをしていただくこととなります。

以上のことから、譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われます。

最後に、補足ですが、地域計画策定後は、農地法第3条第2項第6号の不許可の要件の中に、地域計画の達成に支障が生ずるおそれがあると認められる場合、も追加されておりますので、総会にお諮りする前に、市農林水産課に意見照会し、支障はない、ただし、今後地域の協議の場で諮るとの意見をいただいております。今後の案件でも、地域計画内の農地の許可については、同様に事前に担当課に照会いたします。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の賀出委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

11番 賀出委員

担当の賀出です。現地を確認したところ、特に問題はないと思います。ご審議のほど、宜しく願います。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。整理番号1番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可いたします。引き続き、整理番号2番について、審議内容の説明をお願いします。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、田1筆、面積826㎡、労力不足による所有権移転の申請です。譲渡人は、高齢であり申請地を自身で耕作することが困難と考え、農地の買い手を探していたところ、申請地の奥の農地を耕作している譲受人との間で話がまとまり、農地法第3条許可が申請されました。譲受人は、農地を所有したり、貸借はしておりませんが、同居している娘さんが、相続により、農地を1町ほど所有しており、その農地の耕作を行っております。もともとは、譲受人の父親が所有していた農地を、孫である譲受人の娘さんが相続したとのことですが、これらの農地の耕作は譲受人が行っていたため、30年以上の耕作歴があり、トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械も所有しております。現在、会社員として勤務しておりますが、おひとりで、娘さんの所有している農地をすべて耕作しており、耕作能力も問題ないものと思われま

す。現地確認、申請者への聞き取りや添付書類を確認した結果、譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われま

す。

議長（青木会長）

担当の島田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

7番 島田委員

田浦の島田です。譲受人の〇〇さんとは一緒に現地を見て、元気なうちは耕作をしていただけるとい

議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号2番の採決に移ります。整理番号2番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号2番は、原案どおり許可といたします。

引き続き、整理番号3番について、審議内容の説明をお願いします。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番、田1筆、面積1,068㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲受人は、以前にも、今回と同じ譲渡人との間で、3条許可を申請し、許可されております。

前回の許可は昨年の〇〇月総会の案件で、当時、耕作経験は家庭菜園程度ということでしたが、畑の他に田も譲り受け、初めて水稻を栽培するということでした。耕作経験のない水稻をどうやって行うのか、機械はあるのか、などの聞き取りを行ったところ、近隣の農業者に農業用機械を借り、教えてもらいながら耕作をするとのことでした。

今回、新たに田を取得したいということで、昨年許可した農地の状況を確認したのですが、まず、畑の方は、昨年の総会前に現地を確認した際の状況と変わらず、雑草が生えていて、何も手を加えていない状況でした。また、畑に隣接している田も手を付けておりませんでした。

昨年の〇〇月に3条を許可してから、なぜ、今まで耕作をしていないのかということを知り取ったところ、時期的に冬場に買ったから、ということと、もう少し耕作面積を増やしてからまとめて耕作しようと思っていたからとのおっしゃっておりまして、現状、耕作していないという事実に相違はなく、ご本人も耕作していないことを認めております。

また、今回の添付書類の中で、現在の状況として、農業用機械は、借りるということで確保できているとの書類が出ておりますが、確認したところ、農業用機械は農繁期が終わってから借り受けるつもりであるが、契約書は作成しておらず、口約束のため具体的にいつから借りられるかは決まっていないということでした。なお、機械を誰から借りるのかを聞き取ったところ、教えたくないとのことでした。

畑については、何を作るかまだ決めておらず、水稻の農作業が終わった後、まず雑草などを除去してから耕作を行うつもりである、というような内容でした。

以上の内容を農地法第3条の不許可の要件に係る規定に当てはめると、農地法第3条第2項第1号では、所有する農地すべてを効率よく利用しなければいけない、とあり、これは、申請者やその世帯員等による農業用機械の確保や労働力、耕作歴、通作距離などから判断することとなります。譲受人の〇〇さんの場合、近隣の農業者から機械を借りるとのことですが、時期もわからず、誰から借りるかもお話していただけなかったため、本当にそのような約束が出来ているかも不明な状況であり、機械を確保できているとは言えないものと思われまます。また、家庭菜園の経験しかなく、すでに取得している農地についてもまったく耕作していないため、耕作能力が備わっているかということも慎重に判断しなければならないと考えております。

前回の許可の際は、本格的な耕作が初めてということではございましたが、提出書類や聞き取りの内容を信頼し、許可を行った経緯がございます。しかし、今回の申請につきましては、現在、所有している農地をまったく耕作しないまま、さらに新たな農地の取得をしたいということとなります。

事務局といたしましては、今後、〇〇さんには、まずは、現在、所有している農地の耕作に取り掛かかっていただき、事務局でもその様子を確認してから、その他にも農地を広げたいということであれば、それから、新たな3条の許可をするべきではないかと思われまます。従いまして、整理番号3番につきましては、事務局は、不許可相当であると考えております。

なお、担当委員の意見につきましては、担当の船越委員は、本日欠席されておりますので、事前にご意見をお伺いしたところ、現地は、県道沿いで、圃場整備もされており、耕作しやすいような場所だということと、また、当事者同士で話が出来るなら問題ないのかなあと思っていたというご意見をいただいております。

今回の案件に限らず、たとえ、申請者同士で話がついていたとしても、農地法上のルールに則って許可が必要でございますので、譲受人には耕作する能力が備わっているかということを経営的に判断する必要があると思っております。

それでは、ご審議を宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

事務局から、本案件について、譲受人が、農地法第3条第2項第1号の規定に該当し、不許可相当であると判断しているとの説明がございました。

何かご質問、ご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号3番の採決に移ります。整理番号3番は、不許可で異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号3番は、不許可といたします。現在、所有している農地をしっかりと活用してから、改めて申請をしていただきたいと思います。

以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農用地利用集積等促進計画について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号「農用地利用集積等促進計画について」、申請件数は5件、17筆です。

◆議案書にそって、権利の設定をする者、権利の設定をうける者、権利の設定をする農用地を朗読

小松島市では、令和7年4月より地域計画の策定に伴い、農用地利用集積計画による貸し借り等の設定から、農用地利用集積等促進計画（以下、「促進計画」という。）による貸し借りの制度に移行することとなりました。先月の総会では、一足早く、5月1日から開始される貸し借りの案件をお諮りいたしておりますが、今月の案件は、6月1日から開始される貸借となります。新制度からは、徳島県農業開発公社（以下、「公社」という。）との3者契約になることや貸借の公告を県がするようになったため、時間を要するというので、このように、時間的な余裕をもって、総会に諮らせていただきます。

先月の総会でもご説明させていただいておりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「機構法」という。）第18条第1項の規定により、農業委員会が地域計画の内外を問わず、すべての農地について、促進計画の案を示し、公社に促進計画の作成を要請することとなりました。総会では、公社に、促進計画を要請することについて、ご意見をいただきたいと思います。

判断の基準といたしましては、機構法第18条第5項に、農地所有適格法人、それ以外の法人、または個人の農業者の別により、満たすべき要件について規定がございました。今回の案件は、4ページ及び5ページに一覧表がございましたが、すべて個人の案件となります。先ほどの、機構法第18条第5項の要件の規定によると、個人の場合は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められることと耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、という要件を満たす必要がございました。

今回の案件では、更新の方は、すべて地域計画に位置付けられている担い手でございます。新規の方は、地域計画に位置付けられている農業者ではございませんが、添付書類により、確認したところ、耕作面積、耕作日数、所有機械などの内容から、要件を満たしていると思われまので、公社に促進計画の策定を要請したいと考えております。

なお、促進計画の策定に当たり、市農林水産課に地域計画に支障がないかということで意見を聴取する必要がございますので、事務局より、事前に照会し、支障はないとの回答を得ております。

今後、公社で手続きをした後、県に促進計画が送られ、5月中に県が公告、6月1日から貸し借りが始まる見込みとなります。

それでは、ご審議を宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、採決に移ります。
農業委員会として、案のとおり、促進計画の作成を要請することについて、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、案のとおり、公社に、促進計画の作成を要請いたします。
以上で議案第2号を終了いたします。
引き続き、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、事務局より、説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の6ページをお開きください。
議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、申請件数は1件、5筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、被相続人、相続人、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

事務局は、整理番号1番について、申請内容を説明してください。

事務局（次長）

相続税の納税猶予に関する適格者証明とは、農業経営をしていた被相続人や特定貸付けをしていた被相続人から農地を相続した相続人が、続けて農業を営んだり、特定貸付けをする場合に、一定の要件のもと、相続税の一部の納税が一定期間猶予されるという制度になります。

相続税の納税猶予を受けたい場合は、相続税の申告期限までに、税務署に、相続税の納税猶予に関する適格者証明を提出する必要がありますので、相続人から、今回の申請がございました。

それでは、整理番号1番の申請内容について、ご説明いたします。

被相続人である〇〇さんから、相続人である〇〇さんに相続される予定の農地でございます。

申請地は、相続発生以前から〇〇さんも耕作を手伝っていたとのことで、今後、相続することにより、〇〇さん自身で耕作を行っていくとのことです。現地を確認した結果も、耕作されており、特段の問題はないものと思われま。

なお、申請地はまだ相続登記が済んでいませんが、〇〇さんが申請地を相続することが分かる内容の遺産分割協議書の写しが提出されております。

以上のことより、今回の納税猶予に関する適格者証明の交付につきましては、妥当であると考えておりますので、ご審議をお願いいたします。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

5番 金西委員

担当の金西です。この件、相続ということで、問題ないと思いますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。整理番号1番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。

以上で議案第3号の審議を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

それでは、議案書の7ページをお開きください。

報告第1号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について」、届出件数2件、11筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、申請内容、許可日、許可番号、取消願日、受付番号、受理通知日、通知番号を朗読

整理番号1番は、畑10筆、合計面積12,636㎡で、令和6年〇〇月総会において、3条を許可しておりましたが、当事者間で売買契約の内容の齟齬や行き違いがあり、契約自体が解約となったため、3条許可を取り消すこととなりました。農業委員会事務局といたしましては、売買契約が成立してから、つまり、条件等を含め、合意をしてから、3条申請を行うものと認識しておりましたので、今回のように、許可の後から、認識が違っていたということは稀ではございますが、双方の連名で取消の申し出がございましたので、事務局長の専決処分により、受理いたしました。

また、整理番号2番は、かなり前、約2年半ほど前に許可が下りていた案件でございます。長い間、所有権の移転が行われず、耕作もできていなかったため、事務局としても、譲受人に進捗状況を聞き取っており、そのたびに、所有権移転登記の交渉中とのことでしたので、様子を伺っておりました。譲渡人の〇〇さんが、登記の移転手続きにあまり協力的ではなく、手続きが進まなかったようですが、この度、正式に、売買契約を破棄することで、双方の折り合いがついたとのことで、許可取消の申し出がございましたので、こちらも、事務局長の専決処分により、受理いたしました。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外1件について報告がありました。
何かご意見等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ご意見等ないようですので、議案外について終わります。
以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後2時2分

会議録署名委員 5番 金西 章 委員 14番 川瀬 益栄 委員